

教えて!

安保法制がわかりません。

アソボシタ!

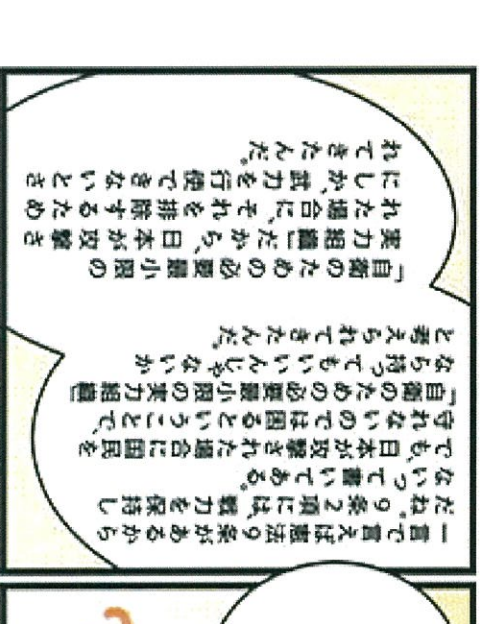
作 上原中央法律事務所

第一話「集団的自衛権. その1」





武力行使	「武力行使」の定義	
	自衛隊法第9条第1項第1号	自衛隊法第9条第1項第2号
<ul style="list-style-type: none"> 一 他国との紛争 	<ul style="list-style-type: none"> 一 自衛隊法第9条第1項第1号 	<ul style="list-style-type: none"> 一 自衛隊法第9条第1項第2号
<ul style="list-style-type: none"> 一 自衛隊法第9条第1項第2号 	<ul style="list-style-type: none"> 一 自衛隊法第9条第1項第2号 	<ul style="list-style-type: none"> 一 自衛隊法第9条第1項第2号
<ul style="list-style-type: none"> 一 自衛隊法第9条第1項第2号 	<ul style="list-style-type: none"> 一 自衛隊法第9条第1項第2号 	<ul style="list-style-type: none"> 一 自衛隊法第9条第1項第2号



集団的自衛権の行使が可能に

でも、②の「存立危機事態」に該当する場合には、日本が攻撃されていなくても、集団的自衛権の行使、つまり武力行使ができるようになるんだ。

集団的自衛権って、日本が攻撃されたときの話じゃないんだ。

自衛って言う言葉が入っているから、誤解しやすいけれど、そうなんだよ。

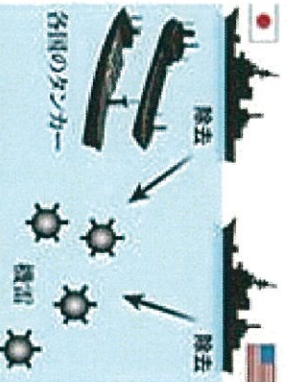


「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある」場合のことだよ。



限定された集団的自衛権？

例えば、ホルムズ海峡に機雷が敷設された場合にも、この存立危機事態に該当するから、集団的自衛権を行使して、機雷を除去する活動に加わることもありうるよと説明されているんだ。



① 戦時における国際的な機雷掃海活動への参加

ホルムズ海峡ってどこにあるの？



中東だね、ペルシア湾とオマーン湾の間にある海峡だよ。







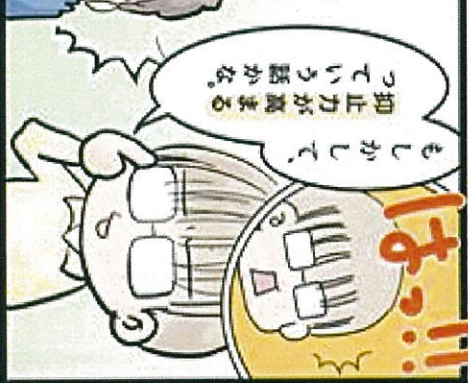
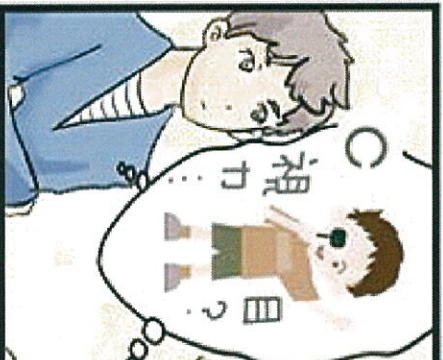
教えて!

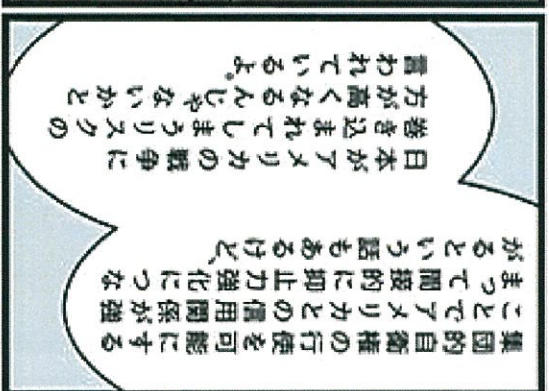
安保法制がわかりません。

マンガタビ!

作 上越中央法律事務所

第二話「集団的自衛権、その2」







教えて!

安保法制がわかりません。

アッパァァ!

作：上越中央法律事務所

第三話「後方支援」



「アフリカ紛争」の法的枠組み		「アフリカ紛争」の法的枠組み	
武力行使		外交的解決	
武力行使 — 武力行使の禁止	外交的解決 — 紛争の平和的解決の義務	武力行使 — 武力行使の禁止	外交的解決 — 紛争の平和的解決の義務
武力行使 — 武力行使の禁止	外交的解決 — 紛争の平和的解決の義務	武力行使 — 武力行使の禁止	外交的解決 — 紛争の平和的解決の義務
武力行使 — 武力行使の禁止	外交的解決 — 紛争の平和的解決の義務	武力行使 — 武力行使の禁止	外交的解決 — 紛争の平和的解決の義務

テロ特措法(アフリカニスタン戦争)とか、イラク特措法(イラク戦争)とかだね。

でも、今回はいつも自衛隊を派遣できるようにするために、恒久的な法律(表④)国際平和支援法をつくろうとしているよ。

硬球はあたるよ。痛いよね。ほんと。

いい加減野球から頭を切り換えて！

でも、恒久法を作ればすぐに対応できるからいいんじゃないの？

必ずしもそうとは言えない。派遣の必要性や、法的な根拠等について慎重に議論・検討しないと、適法な戦争に加盟することにかなりかねないと書かれているよ。

イラク戦争なんかは、完全に先制攻撃だし、口実にされていた大量破壊兵器もなかったから、国際法違反は明らかだもんね。

小泉総理がいち早くイラク戦争のときには、アメリカの選択を支持したこともあって議論が十分に尽くされなかったよね。

そうだね。法律の名も変わって、重要影響事態安全確保法になるんだ(表③)。

国際平和支援法(表④)と重要影響事態法(表③)はどちらの関係になるの？

両方の法律でも自衛隊がやる内容はほとんど変わりが無いよ。

じゃあ、2つもある意味はないんじゃないの？

国際平和支援法では、事前の国会承認と「関連する国連決議」が要件になっているけど、重要影響事象法では、国会承認は事後でもよく、国連決議は不要なんだ。

そうとも言えるかな。
ただ、2つの法律では要件が違うんだ。
どういうこと？

重要影響事象法では、一応日本に対する影響を考慮することになっているけど、国際平和支援法では日本に対する影響は考慮する必要がないんだ。

要件が緩い重要影響事象法があると、国際平和支援法が要件を厳しくしている意味がないんじゃない？

じゃあ、やっぱり国際平和支援法の方が要件は厳しいの？

イチロー？
「一応だよ」一応。
その留保は
どういうこと？

どっちもあんまり要件が厳しくないんだね。

そう言ってもいいかな。
ただ、秘密保護法があるから情報が隠されて国会の承認は形式的になるだろうね。それに「関連する」国連決議でいいなら、湾岸戦争に関する国連決議を根拠にイラクに自衛隊を派遣したようなことが繰り返されるかも知れないね。

これまでと違って、戦闘地域でも自衛隊が活動できるようになるんだよね。

そうですね。

これまでは、非戦闘地域でない活動できなかつただけと、改正後は「現に戦闘が行われていない」地域であれば活動できることになるんだ。

活動中に戦闘行為が行われる可能性があっても活動できるってことか。

そんなの危ないんじゃない？

そうだね。しかも、戦闘現場になってでも捜索救助活動なら継続できるとされているよ。

従来	現に戦闘行為が行われていない	ここで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる
閣議決定による変更	現に戦闘行為が行われていない	ここで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる

それに「後方支援」の内容もかなり変わって、弾薬を提供したり、発進準備中の戦闘機への給油もできるようになるんだ。

え！絶対危ないでしょ！

もともと戦闘部隊より、兵站部隊の方が攻撃しやすいんだ。

現にアフガニスタン戦争でも兵站に従事したNATO軍に1000人以上の犠牲者がでているよ。

自衛隊は、戦闘行為の一部を担うようになるんだね。

自衛隊が後方支援を行う場合、武力行使はしないということをアピールして、砂漠でもあえて目立つ迷彩服を着ていたんだよ。

そうなんだ！でも戦闘地域で弾薬を絶対的に狙われるようになったらダメだね。

自衛隊員に犠牲者がでるのは凄まじいよね。

「後方支援」「協力支援」という言葉からイメージされることは全然違うね。

安保法制がわかりません。

教えて!

ポンポンタラ!

作：上越中央法律事務所

第四話「PKO法改正」

今日は表⑤のPKO
協力法の改正の話だね。

集団的自衛権とか後方支援は
紛争が起きているときの話
だったけれど、
今日の話は紛争が一応終わっ
た後(平時)の話だね。

武力行使	①武力行使の目的		②武力行使の手段	
	武力行使	武力行使の目的	武力行使の手段	武力行使の目的
① 武力行使の目的 - 自衛のための武力行使 - 他国との紛争の解決 - 他国との紛争の解決	① 集団的自衛権の行使 - 集団的自衛権の行使 - 集団的自衛権の行使	② 武力行使の手段 - 武力行使の手段 - 武力行使の手段	③ 武力行使の手段 - 武力行使の手段 - 武力行使の手段	④ 武力行使の手段 - 武力行使の手段 - 武力行使の手段

国連が統括しない活動って
どういうもの？

参加する対象	現行法	改正法により加わるもの
I 参加する対象	国連PKO	国連PKO + 国際連携平和安全活動
II 自衛隊の任務	道路・橋の補修 建物の建設等	治安維持活動 駆けつけ警護
III 武器使用の基準	正当防衛・緊急避脱 武器等を防護する場合	任務遂行のための武器使用

国連PKOだけじゃなくて
国連が統括しない活動にも
参加できるようにするよ(表1)

I S A F について聞いたことは
あるけどよくわかんないな。

アィサツじゃないよ。
アィサツだよ。

挨拶はやっぱり
基本だよな。

(国際治安支援部隊があるね。
最近の例で言えば、I S A F



そうだね、
暫定政権だけで治安を維持する
のは難しいから首都カブールの
治安維持をNATOがサポート
することになったんだ。

そのボン合意で
ISAFの活動をする
ことが決まったの？

2001年のアメリカによる
「報復攻撃でタリバン政権が崩壊した
そこでアフガニスタンに民主国家を
つくるためにKつツのボンで話し合い
がされた。このときの合意を「ボン合意
」っていうんだ。

国連は全然関わっていないの？

ISAFの活動を承認し、
国連加盟国に協力を呼びか
ける内容の国連決議はある。
でも、指揮権はあくまで
NATOにあるんだ。

国連PKOとは
違うんだね、
こういうものにも参加
できるようにしようっ
ていうことが、

他にも、自衛隊がこれまでではでき
なかつた任務を任されたり(表II)、
武器を使える場面が増えたり
するんだね(表III)。

そうだね、これまでは自衛隊が
PKOに参加する場合
道路や橋を補修したりするイン
フラの整備が中心で武器を使う
のは自分の身を守ったりする
場合に限られていたんだ。

これからは治安維持活動とか、
駆けつけ警備もできるように
して、そういう任務を遂行する
ために武器を使うことができ
るようにすることが、

そのとおり。

どうして変更しよう
としているの？

背景には、国連PKO自体
の性質が変わったことが
あるんだろうね。
PKOはわかるかな？

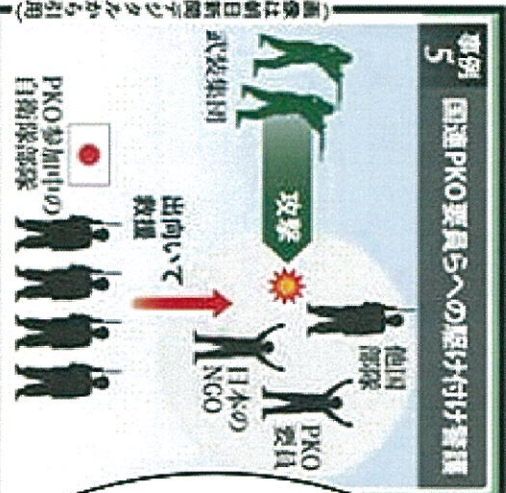
サッカーとかボクシングの
ことはあんまり...

PKでもKOでもないよ！
PKO!!!
国連の平和維持活動のこと！

停戦の合意が破棄されて紛争が再燃したり、大規模な虐殺が行われたりすることもあって、住民を保護するために軍事的な介入をせざるを得ないこともでてきたんだ。

そのPKOの性質が変わったの？

そうだね、紛争が終わった後に、インフラを整備したり、給水活動をしたりして、復興を支援し平和を「維持するための活動なんだ」



そんなに単純な話ではないよ、紛争現場では住民反政府グループ、政府系の民兵が混在していて、誰が敵で誰が味方かを見極めることが難しいんだ。自爆テロとか、武装集団の襲撃とかが繰り返し起こるような状態だから危険と隣り合わせなんだよ。

さっきのISAFの活動でも、NATO軍に3500人の死者が出ているし、イラク戦争でも米兵の犠牲者は本格的な戦闘のときより駐留活動中の方が多かった。

じゃあ、日本の間わり方もそれに合わせて変えた方がいいんじゃない？

治安維持活動って、自衛隊が現地ですべてやっちゃうんじゃない？

パトリールとかして悪い奴がいたら戦ってやっちゃうんじゃない？

かっこいいな！

紛争地域では、中立性の確保がもっとも重要で軍と関係があるとみなされると、攻撃を受けるリスクが高まってしまうからなんだ。

×

そうだね、自衛隊員に死傷者が出るのは、ほんとに確実だと思うよ。

それと、現地で活動するNGOは、自衛隊がそういう活動をすることに反対している。

えっ、そうなの！

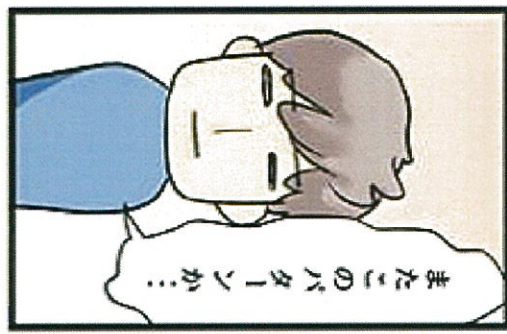
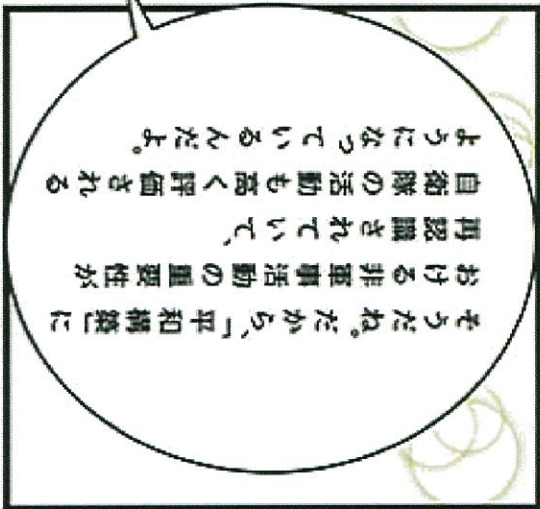
駆け付け警備は、武装集団に襲われていて他の他国の軍隊とか、NGOを助けに行くんだよね？

そのために武器を使うんだから、相手も応戦して本格的な戦闘になる可能性はすごく高いね。

現地のNGOが反対しているのは、不思議な話だね。

えっ、そうなの！

(画像は朝日新聞オンラインから引用)



教えて!

安保法制がわかりません。

パポタタ!

作：上野のたま(有)講談社

第五話「自衛隊法改正」

最後は、表⑤の自衛隊法の改正についてだね。

武力行使	① 他国との紛争	② 自衛隊の任務	④ 自衛隊の任務	⑤ 自衛隊の任務
	③ 武力行使	④ 自衛隊の任務		
武力行使	① 他国との紛争	② 自衛隊の任務	③ 武力行使	④ 自衛隊の任務
武力行使	① 他国との紛争	② 自衛隊の任務	③ 武力行使	④ 自衛隊の任務

改正点はいくつかあるけれど、大きな変更は、在外邦人の救出と、外国軍隊の武器等防護かな。

これも、紛争の時の話じゃないんだね。

救出って、
どういうケースが
想定されているの？

そうだね。
これを改正して「救出も
できるようにするんだ。

現行法では、在外邦人の「輸送」はできるけれど、「救出」に関する規定はないんだよね。

在外邦人の救出

世界最強のアメリカ軍ですら救出に失敗するくらいだから、自衛隊にはそんなことできないと思うよ。

自衛隊ってそんなにすごいことができるの？

日本人が誘拐された場合や、大使館等が占拠された場合などが想定されているよ。

「あつたとき自衛隊が助けにきたらどうなつたと思ひますか」と聞かれて、「私たちは多分殺されていたと思ひ」と答へているよ。

軍隊が出て行つたら人質にとつても逆に危ないという指摘もあるね。

「自衛隊の機関紙」とも言われる「朝雲が、国会での議論について」「現行法を改正すれば、人質救出作戦は可能であるかのよ様な内容だ、国民に誤解を与える」と批判するコラムを載せたことが話題になつたね。

地元の有力者とか、中立性が高い国際機関に仲介してもらひ、交渉で解決を図ることが重要なんだ。

高遠さんは「私たちがそつたように、軍事力ではなく交渉力で解決する以外にな」と言っているね。

人質になつちやつた人を助けることはできないつてこと？



うくん、なんだか安易な発想で、現実離れしたことをしようとしてる感じがするね。

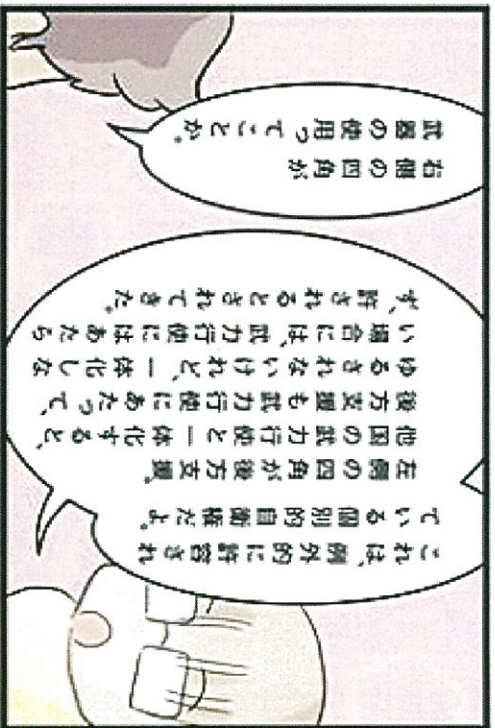
現行法では、自衛隊の武器等を防護することが認められてる。これを改正して、他国軍の武器等の防護もできるようにするんだ。

外国軍隊の武器等防護

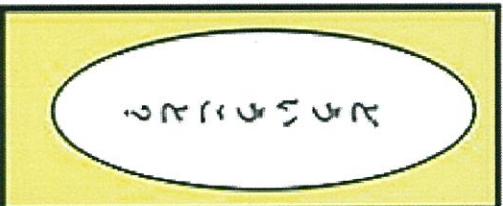
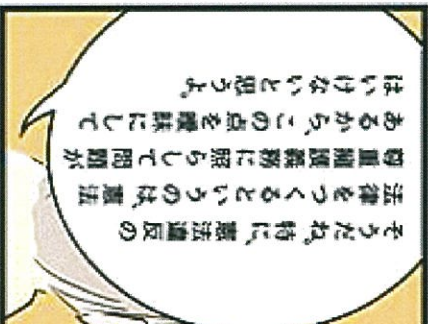


終わりに





そのとおり、個別の自衛隊だけではなく、集団的自衛権や集団安全保険措置などの武力行使も許されることになったし、後方支援や武器の使用についても、武力行使にあたらぬときれる場面が広がったんだ。





そうそう。
クジューの選択。

そういうことになるね。

それって、すごく重い
決断だと思っただよね。



そうだね、国民の代表者が法律で決める
つていうことになるわけだから、
国民1人1人が他人事じやなく自分の問題
として考えないといけないよね。

そうーだから、ヌポイツニユース
以外のニユースもちゃんと見よ
うかなと思っただよー

「新聞を読むのは
うよつと無難そうだけど、

最後の決意はなんか微妙
だけど、ポソもいろいろ考え
られたみたいだよかったよ。

ありがとう。



おしまい。



そうだね、いろいろ話して
僕も勉強になったよ。また
機会があったらやりたいね。